

高島炭坑に関する一考察：石炭発見から三菱の所有まで

森, 周蔵 / MORI, Shuzo

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

26

(開始ページ / Start Page)

94

(終了ページ / End Page)

106

(発行年 / Year)

1974-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010934>

高島炭坑に関する一考察

——石炭発見から三菱の所有まで——

森 周 蔵

一、石炭発見と採掘事情

二、佐賀藩とグラバー商会の共同企業

(一) 契約締結までの状況

(二) 契約書の内容

(三) 共同企業の背景と経営内容

(四) 官有への動向

三、後藤象二郎所有時代

四、岩崎弥太郎への譲渡

はじめに

エネルギー革命の打撃を直接に被った石炭業界には閉山や規模縮小の炭鉱が続出した。ここ高島炭鉱も例外でなく、昭和四十七年に第一次合理化が実施された。しかし、同鉱の足跡を眺めてみると、本邦初の洋式採掘法を採用するなど鉱業発達史上特記すべきものが多い。

これから「三菱高島」の名を恣にした同鉱の確立までの過程を考察してみたいと思う。

一、石炭発見と採掘事情

高島（現在は長崎県西彼杵郡高島町）は長崎港から海上十八軒にあり、周囲六軒の小島である。この島は旧幕時代は佐賀鍋島藩の領地で、対岸野母半島の深堀鍋島氏が支配していた。島原の乱による戦功として福岡黒田藩と共に長崎御番を命ぜられた鍋島勝茂は、伊王島・沖ノ島・香焼島等と共に高島にも遠見番所を設け、支藩の小城鍋島氏が一年半、川久保鍋島氏が半年間の交代勤務についでいた。⁽¹⁾この小島に石炭が発見されて島の歴史は大きく変わった。

では石炭はどういう事情で発見されたかを検討してみよう。ところが信憑すべき記録がないので詳ではないが、口碑・伝説により概括判断すれば、今から二百六十余年前の宝永年間（元年は一七〇四年）当時深堀鍋島氏の家来であった「五平太」と称する者が老年で暇を乞い、永年の忠勤の恩賞として与えられた高島に住し、偶然露出した黒石に点火すると炎を上げて燃え、燃焼力も強かったので「燃石」という名をつけ、領主に献上したとある。

次に高島に於ける唯一の記録である「高島記」に依れば、

炭山は以前より為有之趣ニ而深堀鍛冶炭ニ用ひ来候よし也。石炭並びに其棹をいたし候を当時五平太と唱へ候事は、拾四五年以前平戸領より五平太と申候者仕組相立深堀よりまふの近所ニ新規ニ打啓きはり申候、炭穴の事をまふと唱へ候也。

石を諸方の塩浜に相廻し候処段々手広く相成利潤多く相見へ候故深堀家来中申談右五平太を相謀り家来中之致所得五六年も相過候処、利潤余慶之段領主の耳ニ相達し取揚ニ相成唯今ニは領主支配ニ相成候最前之仕組之者ニ付通称を五平太と相成り候よし此石炭名産にて一向嗅氣無之灰になり候迄も燃申候焰之当り柔か也。大坂伊予其外中国より惣々致し忒拾反計之船五艘にて運送致申候、(中略) 当時まふ数六ヶ所ニ相成居り申候

と記されている。この「高島記」は寛永より文化年代に於ける同島の政治文化等を採録しているが、記事中年暦の記載が詳でなく時代考証は不能である。従つて「五平太」をそのまま石炭発見者と断定出来ないし、発見時期も不明と云わざるを得ないが、ともかく九州地方では石炭のことを「五平太」と俗称する程であるから、おそらく五平太は同地方で炭坑業者として名声を上げたのであろう。

当時の産出炭はその大部分が二十石船に積込まれ、瀬戸内海の製塩地に燃料として搬出していた。⁽²⁾次に、採炭方法は「狸掘り」「日帰り坑道」であった。この採掘法はまず石炭の露頭を捜し、そこから炭層に沿って掘り進む。十・二十米と地下に入ると水が

湧く、愈々掘れなくなるとそこを捨て、他に石炭の露頭を捜すというものであった。

安政四(一八五七)年幕府の招聘で長崎の海軍伝習所の教官として来日した和蘭の海軍二等尉官ファン・カッテンディーケは、当時の見聞を「日本滞留日記抄」なる著書に発表している。その中に次の如く述べている。

我々は肥前藩の所属の高島をも訪れたが、そこには良質の石炭を産する炭坑があった。山の背の半分ぐらいと思われる海拔約百フィートの個所に、炭坑の入口があつて、我々はその中を残らず視察した。坑道は約五フィートの高さを有し、手入れが良く行き届いていて、安全なように見受けられた。

(中略) 炭坑内の湧水は人間の足と手によつて動かす水車で、だんだん高い所に汲みあげ、しまいに路面に達して流散させる仕掛けになっている。この設備の不備と人力を無駄に消費している点が特に目についた。多数の女や子供が石炭を小さな竹籠に入れて、出口まで忙しく運んでいる。そこで先に日本に到着している炭坑道具を、一日も早く炭坑に据え付け運転させるよう提議した。その提案は山に一、二個穴を掘り開き、そこから石炭と水を亦蒸気力で地上に運ぶ方法を勧めたものである。われわれは今度の視察の結果を非常に満足した。その理由は第一に長崎の極く近くに、すこぶる良質の石炭が発見されたこと、第二に日本式の炭坑作業には大いに改良の余地があるといえ、日本人は同事業に対して注意すべき安全装置について既に一通りの観念を持っていることである。⁽³⁾

諸外国の日本への接近、特に安政の条約締結後は外国船の燃料として石炭の需要は急増した。佐賀藩も以前より領内で産出した石炭を長崎に廻送し外国船に販売していた。同藩内の炭山としては既に天保期から高島・香焼島・松浦郡山代郷・杵島郡北方郷・高来郡多良郷が知られていた。⁽⁴⁾

佐賀藩第十代藩主鍋島直正が製封したのは天保元(一八三〇)年であるが、当時同藩はフエートン号事件以来の長崎防備の莫大な費用と財政的失敗、特に藩内諸経費および江戸藩邸費の膨張で財政は極度に困窮していた。⁽⁵⁾故に藩主は石炭に大いに注目し、高島炭山も深堀鍋島氏の管理から藩直営とした。⁽⁶⁾殊に幕末に至り軍備充実の必要を痛感するや同藩はさかんに洋式武器・艦船を購入したが、その資金源として安政元(一八五四)年に代品方なる役所を新設した。⁽⁷⁾これは一種の藩営貿易所ともいべきもので、領内の国産品(陶磁器・白蠟・小麦・石炭)を長崎に廻送して武器・艦船購入の代価に当てるもので、その中で石炭を取扱うものを石炭方と呼び、長崎に於いて販売に従事した。⁽⁸⁾嘉永年間の高島に於ける有力な炭山としては広磯・百摩崎・中山の三つがあり、同六(一八五三)年の年間産出炭量は四千百六十六万斤とあり、特に百摩崎は八尺の炭層で良質であったが、その排水には二十四段の水車を使わねばならず、しかも風通しが悪く、同七年ついに採炭を中止せねばならなかった。⁽⁹⁾藩主鍋島直正はこの優良なる炭山を開発し、利潤を上げようと計ったが、日本従来の採掘法では限界がある。カッテンディーケの提案を受けるまでもなく、西洋の近代的技术での採掘を痛感していたものの、幕末の非常時の際

にて種々の事情に妨げられて、その計画も実行には移されずにいた。

註

- (1) 『鍋島直正公伝』 第一編 二八頁
- (2) 『高島炭山関係文書抜書』(長崎県立長崎図書館蔵)
- (3) 『岩崎弥太郎伝』(岩崎弥太郎・弥之助伝記編集会) 下巻、三三三～四頁
- (4) 『鍋島直正公伝』 第四編 二八五頁
- (5) 『佐賀県史』 中巻、三八八頁
- (6) 『鍋島直正公伝』 第四編 二八五頁
- (7) 『佐賀県史』 中巻、三四二頁
- (8) 『高島石炭坑記』 卷二(佐賀県立図書館蔵)
- (9) 『鍋島直正公伝』 第四編 二八五頁

二、佐賀藩とクラブ商会の共同企業

(一) 契約締結までの状況

旧藩主鍋島閑叟(文久元年に家督を直大に譲り隠居)は慶応四(一八六八)年正月に至り漸く高島炭坑の開発を決意し、家臣羽室雷助をしてその調査に当らせた。「異人御組合相成候而之得失等取調ニ候様御内々被相達候」とあるから最初から外国人との共同企業を企図していた。羽室雷助は更に本藩の長崎出張役人松林源蔵(公留)をして調査せしめ、松林は同年二月に組合得失に関する意見書と出炭利益見積書を提出している。そしてクラブと談判すべく兵庫に急行した。トーマス・ブレイク・カプル(Thomas

Blake (Glover) は、カラブル商社の代表者である。同商社は長崎にあつて諸藩への艦船銃砲の売込で大いに活躍し、佐賀藩とも当初から深い関係にある人物であつた。兵庫よりの松林の書翰の一節に「兵庫之儀当時日本人出入殊之外六ヶ敷其上異国船日本人乗込候儀不相叶旨触達をも相成候付、一裸異人之衣服をも相整罷越可然哉」⁽⁴⁾とあり、当時嚴重な警戒を突破して異人に接近した様子が想像される。兵庫での談判は順調に進み、早くも同年三月には松林より同坑経営組織について具体的な意見書が提出されており、⁽⁵⁾愈々創業の運びとなつた。時に長崎には沢主水正宣嘉が九州鎮撫総督兼外国事務総督として在任し、その副参謀には佐賀藩士大隈八太郎(重信)が任じられていた⁽⁶⁾ので、大隈を通じて沢総督の許可を得、同年閏四月十三日正式に英商カラブルとの間に共同企業についての契約書が取交された。五月初旬に英人技師モリス、他にマルテン、ジョン・スタッドートを雇入れ、カラブルは早速本国から資材を購入した。同五月から百五十尺の堅坑の開坑に着手したが、これが所謂北溪井坑で翌二年四月十七日に厚さ八尺の炭層に着炭し、ここに漸く採炭に漕着けた。⁽⁸⁾

註

- (1) 『高島石炭坑記』 卷一
- (2) 江頭恒治「高島炭坑における旧藩末期の日英共同企業」『経済史研究』第一三卷二号、四頁、昭和十年
- (3) ガラブル、ガラバ、グラバーとも書き、ゴロウルとも記されている
- (4) 『高島石炭坑記』 卷一

高島炭坑に関する一考察(森)

- (5) 『高島石炭坑記』 卷二
- (6) 『大隈伯爵日譚』 二七三頁
- (7) 『高島石炭坑記』 卷一
- (8) 『高島石炭坑記』 卷二

(二) 契約書の内容

では佐賀藩とカラブル商社との間に取交された契約書の内容を検討してみよう。

条約之一通

一方は肥前国君之士官松林氏、右国君高島におゐて石炭掘働のため官府之令を請、又一方は長崎英商カラブル社中、双方結合を以、爾後石炭掘働并売捌之儀を盟約する処之ヶ条左之通

第一

右約定時限之儀は印形居付之日より向俾七ヶ年半に極む。尤此年限中は無拋事件有之候節は右盟約を双方示談一致之上廢止するを得べき事

第二

高島石炭掘働に付而はガラブル社中之外別人を不交、石炭を輸出するには双方申合候儀勿論也、惣而右輸出する処之石炭売捌之儀はガラブル社中に而取計候得共、松林君に而猶能き相場御探出相成候節は其段御告知有之候上同意仕候儀最幸甚之至りに候、尚双方之有益のため掘働に相障候迄は是迄仕来候小坑は持主に而掘方いたし候而も不苦、併右組合掘方に相障り候節は速に是迄之掘方取止候儀勿論之事

第三

輸出石炭壱噸壱両之割地主納金之儀三ヶ月目毎にガラブル社中一手に而相整候事

第四

掘働入費等石炭代銀之内より差引残額三ヶ月目毎に現金を以双方平等配分之事

第五

国君所属之蒸氣船に用る所の石炭は元価に而可備、尤右石炭に付壱噸壱両之地主納銀はガラブル社中不存候事

第六

炭坑有用水揚炭揚蒸氣器械は双方別費にして各等数可備事

第七

高島に奉職する所之土官は松林氏はを周旋し、其土官成丈炭坑有益之道を尽力なるべし、又日雇体用意すべく、左候而右土官入費并西洋機械家日雇体給金之段取等は盟約済之後相定候事

第八

有用西洋機械家并心遣之異人ガラブル社中可撰挙、右給金且前条土官等之雜費をも掘方入費之内に属し、且又異人住居家建方松林氏周旋すべく、右入費是又同様之事、惣而異人におゐて相当之身持仕候様為致候儀、ガラブル社中是を受合べき事

第九

機械代銀を除之外炭坑諸入費一切双方之等費に極定し、先ッ是をガラブル社中相弁置、炭坑物産を以償塞候事

第十

炭坑におひて若金子払底之事出来候節は、掘方継続に肝要之員数双方より現金を以等出之事

第十一

松林氏江談合承知之上ならてはガラブル社中右石炭掘方売捌方を別人江不相讓候事

第十二

此盟約卒業之後松林氏ガラブル社中と再盟を不好、ガラブル社中より備へし器械は現金を以買揚か、不然はガラブル社中可取除之事

右之ケ条を証するため洋曆千八百六拾八年六月三日日本

慶応四年辰閏四月十三日此盟約之双方の自筆自印を相居候

慶応戊辰閏四月

右条約之儀存候也

松林源蔵

ガラブル

并社中

羽室雷助

英コンスル^①

以上の契約書と共に副書一通とが取交されたが、後六日にして其一部が改正された、その改正の分を掲げてみよう。

(中略)

一、日本当年之末に至り高島石炭之輸出力潤相見候半は、向式ヶ年半之間正金四万三千七百五拾両ガラブル社中より松林氏江調達可仕、尤初式ヶ年之間無利足、後六ヶ月之間毎月壱部之利を以可相整事

一、右四万三千七百五十拾兩調達仕候に付而は、初年貳万五千兩、貳ヶ年目に壹万五千兩、跡六ヶ月に三千七百五十拾兩割合を以、出炭壹噸に付壹兩充之地主納銀之儀はガラブル社中より右員数払済迄引留可申候、若又借財日付より壹ヶ年之儀出炭壹ヶ年に貳万五千噸に相減候節は、不足之分は松林氏よりガラブル社中江現金に而可払足、次年偕又跡六ヶ月に到り而も欠金相立候節は、同様払足可然、自然何時に而も石炭掘働方益なき事分明なる節は其借財高に月壹部之利を副、則時に松林氏よりガラブル社中江返脚可相成、且又其時迄之掘働方雑用之半高をも同然之事

一、万一政治變動其他面倒なる事件出来いたし約定向に差支候節は、右借財之間高島産炭之儀はガラブル社中より預り置可申事

一、自然石炭掘働方に付何か面倒之儀等致出来ガラブル商社右掘働方相止度儀に候半は、其通免許可有之、尤其節は壹ヶ月前松林氏江可相知、右廃止之節に到り石炭輸出見渡よろしく候而肥前一手に打進掘働相成候半は、掘働方一切之雑用御返脚相成度、其儀無之御互に相止候節は、半高に而可然候事

一、ガラブル商社におゐては右之盟約を以聊右石炭方に係らざる金子等調達仕候了簡毛頭無之事

一、石炭掘働方其外双方親睦を結ひ其弁利なる事を斗り、聊も他人之讒を留すして存寄あらは双方是を熟談し、永く此約を廃せざる事を願ふ所に候

高島炭坑に関する一考察（森）

右之約定を証せんため双方自筆自印を相居置候もの也
西洋千八百六十八年 松林源蔵

右条約之趣致存候 以上 池田文八郎

以上が正副二通の契約書であるが、その要旨を江頭論文の整理に従って列記してみよう。⁽³⁾

(1) 資本に関する規定 固定資本中水揚及炭揚用の蒸気機械は、双方別費で各等数設備すべく、それ以外は双方平等に分担することになっている。但し、出炭の利益を見るまではすべての経費は一時カラブル商社で融通し、石炭売払代金でこれを償却する定めである。もし炭坑の前途見込みなきこと判明した場合は、掘方雑用の半分はカラブル宛に返却しなくてはならない。

(2) 利潤分配に関する規定 石炭売払代金より一切の経費を控除した純益は、平等に分配する。これは資本の平等負担に対する当然の結果である。(1)(2)の規定により、この企業が正しく共同企業であることが理解されるであらう。平等出資、危険の分担、利潤等分の三つの条件が整っている。

(3) 生産経営に関する規定 これに関する明確な規定はないが、高島に奉職する日本人職員及労働者は松林源蔵が幹旋し、西洋人技師はカラブル社中がこれを推薦する旨が認められているのみであるが、他の文献より推して、生産経営の最高責任者として佐賀藩の松林源蔵が担当していたと思われる。

(4) 石炭販売に関する規定 輸出石炭はカラブルが販売の任に当る。この販売権を佐賀藩の承諾なくして、他人に譲渡することとは許されない。高島炭の販売の大部分は外国船売込であったか

ら、販売上の殆んどすべての権利はカラブル商社に一任されていた。

(5) 契約の期限及解除に関する規定 契約の期限は七年半、但し契約期間中といえども事情ある時は、双方示談の上この契約を解除することが出来る。

以上の外、地主納金に関する件がある。これは地主たる深堀家に納入する金で、石炭一噸に付一兩の割である。これはカラブル商社が納めることとした。更に借款に関する件がある。これは炭坑創業の三ヶ月前天下の危機に迫られた佐賀藩は新鋭軍艦孟春丸を購入したが、その代金残額四万三千七百五十兩を融通する件である。もし慶応四年の末に至り高島炭坑の利益の見込がついた場合には、右金額を二ヶ年間無利息でカラブルより佐賀藩に融資する。但し右金額の償却を完了するまでの間に、政治変動等の事件で契約に差支える事態が発生した場合は、その返済を終える迄高島の産炭を抵当としてカラブルが、これを留置するといふのである。

註

(1) 『高島石炭坑記』巻一

(2) 同右 巻一

(3) 江頭恒治 前掲論文二一—一三頁

(三) 共同企業の背景と経営内容

では共同企業の形態をとった理由は何であつたろうか。共同企業については先にその利害調査を命ぜられた松林はその意見書の中で、「惣而器械居付等に付異人雇入候儀は凡八ヶ月位に而可然、夫迄には急度伝熱可致趣に付而は最初より御一手にて被相整候儀

至極御弁利之筋に相見」⁽¹⁾と佐賀藩の単独企業を主張したにもかかわらず当局がこれを退けた。その理由には三つがある。第一は技術上、第二に販売上、第三に資金上である。第一は外人技師を雇用すれば解決する。次の販売上の問題であるが、確かに長年の鎖国に慣れた日本人は海外事情に疎い、海外販路の開拓には共同企業も必要だろうが、これも海外市場に詳しい外人を雇用すれば大體解決する。従つて絶対的理由は資金上の関係でなければならぬ。近代機械を据付、堅坑を掘る我国未曾有の洋式採炭法には莫大な経費を要するのは当然である。松林の意見書によれば機械据付のみで一萬ないし二万二千円を要するとあり、第二次事業たる南洋坑開坑費用は十二万兩と計算されている。⁽²⁾後年官有決定の際外人への賠償金として支払つた額は四十万兩であつた。⁽³⁾この如き巨額の資金を軍事實費が最も必要な幕末の動乱期に佐賀藩のみで調達するのは無理である。この件は契約書の九条によつても知られることである。

次に同坑の経営状態であるが、これに関しては「石炭坑勘定書并石炭売方」の記録があるだけである。しかもこれは明治二年十二月より四年十月に至る僅か二年足らずのものであるが、その収支状態を見よう。まず支出は、

北溪井坑入費 洋銀 十四万五千八百九十枚六合三勺 (但自一八七〇・八ゝ至一八七二・一〇末)

南洋井坑入費 洋銀 三万七千五百廿枚七合四勺 (但自一八七二・三ゝ至一八七二・一〇末)

合計十八万三千四百十一枚三合七勺

この中南洋井坑は一八七一年三月頃より開坑に着手したのであるから、これは専らその建設費である。

これに対し収入は、一八六九年十二月より一八七一年十月迄の売却石炭は四万六千四百五十四噸九合六勺及四十二万二千六百四十斤三合三勺に上り、その総価額は洋銀二十一万二千八百五十二枚二合六勺に達している。収入と支出に約八ヶ月間の開きがあるが、南洋井坑よりの出炭のない時期にこれ程の収入を挙げているから、大した損失もなく事業は順調に進行していたものと考えられる。⁵⁾

註

- (1) 『高島石炭坑記』巻一
- (2) 江頭恒治 前掲論文 六頁
- (3) 同右 七七八頁
- (4) 『岩崎弥太郎伝』下巻 三六一頁
- (5) 江頭恒治 前掲論文 一九一二〇頁

四 官有への動向

蒸気力による捲揚機械、蒸気応用のポンプでの排水、風車による換気装置、坑内照明、坑外運搬として坑口から棧橋まで軌道を敷き汽船への直接積込みという当時の日本の採炭設備をはるかに凌ぐ近代的な設備を完備した高島炭坑は一大センセーションを巻起した。明治四年三月には南洋井坑からの出炭もみられ、愈々発展途上にあった同坑であったが、ここに難問が発生した。炭坑の企業形態が政府の政策に触れることになったのである。要するに

高島炭坑に関する一考察(森)

政府は外国人の鉾山採掘権を否定する方針を明確に打ち出したのである。明治二年二月二十日行政官布第七十七条を布告した。その中に「鉾山開拓の儀は其他居住の者共故障無之候はば其支配の府藩県へ願の上掘出不苦候。府藩県に於ても旧習に不泥速に差免し可申事」と鉾山の開放を明示している。ところが一応高島炭坑に於いては、この布告に煩わされず依然として採掘に総力を傾けていた。しかし、明治三年秋頃から佐賀藩と政府との間に本格的に物議がかもし出された。佐賀藩はカラブルとの共同企業の契約を取消し、カラブルを名儀上佐賀藩の使用人となすことによって解決しようとした。早速外務省宛に、

当藩支配所高島石炭掘方之儀去ル慶応四辰年英商カラブルと別紙イ印之通条約取結掘方相整罷在候。右は兵馬騷々之時分に而、方今之御規則と相振候付以後之儀カラブルを坑山心遣として雇入(中略)申度^{①)}

とその許可を願出た。外務省の許可を得た佐賀藩は、カラブル商社と契約内容の変更につき談判を開始したが、なかなか結着をみなかった。だが漸く四年六・七月に至りその承諾を得ることが出来た。変更された内容の要点は「ゴロウル商社者肥前政府ニ雇レ而高島石炭山之取扱人となり、其為右石炭山月給其外都而之入費差引利潤三分一ニ下ラサル高ヲ受用スベシ」「肥前政府江納来リシ石炭炭噸ニ付洋銀一枚充之地租ヲ廃棄スベシ」^{②)}であった。ところがこの契約変更については一つの問題が残されていた。カラブル商社が契約改訂交渉中よりその資力が傾き、僅かに和蘭ボードイン商会の助力により漸くその命脈を維持していたにすぎなかった。

今たとえカラブル商社が変更を承諾しても、ボードイン側が不服を唱える心配があった。カラブル商社については明治三年九月数十万弗の負債を残し倒産した。³⁾カラブルは負債整理のため高島炭坑に有する彼の利権をオランダ商館ボードインに譲渡したようである。⁴⁾カラブル商社の事務差配方トンブリントが松林へ送った書翰の一節に、

午秋カラブル零落に付、蘭ボードイン商會をソルスチー引請人として借財方引請、心配いたし候通相決候趣にて、高島石炭方にもカラブルへ替り、ボードイン商會トンブリント主と成、諸事差配、且炭山入費金をも相弁候次第に相成候に付、右トンブリント、カラブルへ再三及回答、詰る処トンブリントをカラブル社中と申訳に相成候に付、書付を以、達出候様申聞、其書付一向相認候場に不相至、漸末七月左之通り相認差出候事」⁵⁾

とあり、佐賀藩もこれをうけて利権譲渡を承認しようである。明治四年七月の廃藩置県の機会に、純然たる民営としてその経営を続行せんと松林源藏・古賀忠四郎の兩人は同八月に県庁に願ひ出た。⁶⁾しかし、鍋島家では従来の経営策の継続をとり、明治五年三月工部省宛に次の如き願書を提出した。

高島炭坑ハ、曩ニ長崎裁判所ノ允可ヲ得英商「ガラバ」と結約シ、西洋炭坑法ニ倣ヒ器械ヲ据付シ、外人ノ傭雇シ以テ掘採ニ着手シ為メニ巨万ノ資ヲ費セリ、事業成功セバ若干ノ収利アルヘキモ允可年限中ニ其負債ヲ償却スル能ハス、是ヲ以テ来丑年ヨリ以往七ヶ年間ヲ期シ更ニ「ガラバ」ノ全社

「ボードイン」商社ト結約シ、旧ニ仍テ鑛業ヲ営マン」⁷⁾

一方政府は五年三月二十七日に太政官第百号布告を以て、大蔵・工部兩省及び各府県に「鉾山心得書」を發布した。その一節に「外国人への借金に引当に請負鉾山の稼方を譲ることは決して不相成候事」と、外国人との共同企業を完全に否定した。その上名義上は共同企業でなくとも、利潤分配を含むものはすべて共同企業と見なす旨の規定も付け加え、高島炭坑は工部省の所管と決定し、鍋島家の請願は許されなかった。政府は当時外国資本の進出に伴い、我國の半植民地化の危険を極度に警戒したために出た方針と思う。この件は同五月十日に伊万里県に正式に命令された。同月十二日炭坑調査のため鉾山寮七等出仕一条基緒と鉾山師長ゴットフレを現地に派遣し、更に六月には炭坑負債調査のため鉾山権頭吉井亨と雇法律家デビソンを長崎に遣し官有への準備を進め、一方カラブル商會との契約解除のため英・蘭各公使及カラブルの管財人ボードインと商議を重ねた。この際ボードイン商會は契約期限が満期に至らないことを理由に苦情を申立てたが、結局炭坑に対する旧佐賀藩の負債（支出未払金）に若干の金額を加え、明治六年十二月二十七日に至り洋銀四十万弗を大蔵省よりボードイン商會へ交付し、契約解消の決定をみ、翌二十八日太政官の許可を得、外務少輔上野景範は工部大輔山尾庸三と共に高島に急行して、翌七年一月十九日同炭山を和蘭商社より受取り、漸く工部省に接収した。

以後工部省鉾山寮高島支庁が設置された。官営時代の売炭は井上馨・益田孝の先収会社が引受け、台湾征討で長崎に集結した艦

船の焚炭は主として高島炭を積んだようである。⁽⁹⁾

だが、官有決定後一年も満たない七年十一月突然後藤象二郎に払い下げられたのである。

註

- (1) 『高島石炭坑記』 卷一
 - (2) 同右 卷一
 - (3) 『岩崎弥太郎伝』 下巻 三五七頁
 - (4) 同右 三五七頁
 - (5) 同右 三五八―九頁
 - (6) 『高島石炭坑記』 卷二
 - (7) 工部省沿革報告『明治前期財政經濟史料集成』 第一七巻 一一八頁(割註略す)
 - (8) 『岩崎弥太郎伝』 下巻 三六一頁
 - (9) 同右 三六一頁
- なお、本項に関しては『大日本外交文書』第三、五、六、七各巻に關係文書が収録されている。

三、後藤象二郎所有時代

維新政府で参与・參議を歴任した土佐藩出身の後藤象二郎は明治六(一八七三)年十月の征韓論政変で野に下り、商社蓬萊社の経営に専念していた。蓬萊社は明治三年に關西方面の豪商と旧大名の出資を予定して設立された。だが資本金三百万円の予定が十分の一も集らぬので当初の計画は大きく食違った。しかし、横浜の英一番館と提携して蒸汽船五隻を購入して、諸物産輸送を行っ

高島炭坑に関する一考察(森)

たほか、荷為替、兩替、貸付、預金を扱ったから、岩崎氏の三菱会社比肩する一大事業であった。⁽¹⁰⁾ 実業家として野心に燃える後藤象二郎は、參議の伊藤博文から高島炭坑の将来性について話を聞き、井上馨を誘って炭坑私下げ運動に着手した。後藤は井上に共同経営の案を出したが、当時の日産炭が三百噸程度であるから、井上は私下げ価格は三十万円以上は出せないと主張し、ついに手を引いた。⁽¹¹⁾ その後の経過を見ると、井上の觀察は正しかった。一方後藤は、五十万円でも入手しようと政府に積極的に働きかけ、ついに七年十一月工部・大藏兩省との間にその私下げ契約書が取交わされた。⁽¹²⁾ 以上の背景には野に下った征韓派に対する政府の懐柔策の意味が含まれていたと考えられる。私下げに関する条目の要点は次の通りである。第一に、私下金五十万円の内、二十万円は即納、第二に、残る三十五万円(但元利共)は向七年の年賦とする。事務引継を完了したのは明治八年一月で、後藤輩下の竹内綱、佐賀県多久出身の高取伊好が炭坑の差配に当った。

だが後藤は即納すべき二十万円に早速苦慮した。漸く向五年間の出炭売渡しと経営に対する参加を条件として英一番館(ジャードン・マジソン商會)より二十万弗を借り入れ、辛くも納入した。明治六年発令の「日本坑法」に触れるが、後藤にとっては法律よりもまず資金である。彼の努力にもかかわらず蓬萊社内各種事業の失敗と、炭坑経営上の負債が増加し、九年七月には蓬萊社は殆んど破産状態となった。同七月の同社決議によると、高島炭坑關係で英一番館より九十万弗、外に炭坑以外に三十五万円の負債があった。⁽¹³⁾ しかも負債は殆んど後藤個人の名義であり、進退窮す

るに至った。ついに英商会は炭坑の経営代行を要求し、英国人管理者を派遣してこれを抑えたので、後藤自身長崎に赴いて英国人を放逐した。かくて両者は正面衝突となり、英商会は蓬萊社の坑業停止訴訟を起したが、外国人が我国の坑業に介入することは、「日本坑法」に抵触するという理由で、英商会の敗訴となった。

高島炭坑も拙下げ当時は日産炭三百噸程度であったが、九年五月頃には六百噸程度となり、一ヶ月の純益が五万円に達した。後藤にとり活動資金源はこの高島炭坑の収益のみであった。だが不幸にも九年七月二十五日南洋井坑で起った瓦斯爆発は遂に坑内火災を引き起し、坑内に海水を注入して漸く消し留めた。政府から更に二十万円の融資を受け、五ヶ月間を要し、南洋井坑は復旧した。同年十月に五尺炭層採掘のため小浜に横坑の開坑に着手した。ところが当時北溪井坑は湧水が多く、猶多くの炭量を残したまま廃坑となり、南洋井坑を第一坑、小浜横坑を第二坑と称することになった。

この後藤の窮状を見て、その救済に立ったのが福沢諭吉である。

註

- (1) 『岩崎弥太郎伝』下巻 三六二―三頁
- (2) 同右、三六五頁。大町桂月『伯爵後藤象二郎』四九二頁
- (3) 『岩崎弥太郎伝』下巻 三六五頁
- (4) 大町桂月『伯爵後藤象二郎』四九一頁
- (5) 『岩崎弥太郎伝』下巻 三六五頁
- (6) 同右、三六五頁
- (7) 『竹内綱自叙伝』(『明治文化全集』22 雑史篇) 四三七頁

四、岩崎弥太郎への譲渡

後藤が炭坑経営に狂奔していた頃、同僚の板垣退助は「愛国社」を組織し、「国会期成同盟」を結んで自由民権運動に華々しく活動していた。明治十三年にはいと運動も最高潮に達し、再び後藤の出馬を要求するに至り、その条件をつくり出すため負債山積の炭坑より解放することが計画されるのである。

これ以前後藤自身も炭坑経営の困難を痛感していた。十一年には経営不振打開のため、首切り・減給という非常手段がとられたが、坑夫はこれに強く抗議して暴動化し、放火・破壊が行なわれ当時百余人が逮捕されるという事件が勃発している。また十三年にも同様なことがおこっている。十三年末に至り和歌山県出身の山東直砥に依頼して事業の整理に関する調査にあたさせた。その報告の「炭坑の利は大也。されど大資本を卸すに非ずんば其利を得る能はず」との言葉に終にこれまでと断念して岩崎氏への譲渡を談判した。後藤と岩崎氏の仲介に立ったのが福沢諭吉である。

福沢は既に明治十一年秋以来自らこの件で弥太郎と談判していた。福沢は後藤の民撰議院設立運動に期待し、その政治的手腕を高く評価していたのである。福沢は高島炭坑は三菱にとっても有利な取引であるとみた。岩崎弥太郎もそれは認める。だが後藤の負債が百万円に近いと聞いて二の足を踏んだ。三菱の副社長である弥太郎の弟弥之助は後藤の女婿であるから、叔父のためにも一肌ぬぎたいところであり、皆炭坑買収に異論はないが、弥太郎は頑として動かない。交渉の重点は後藤の負債に対し、どこまで面

倒を見るかにしぼられた。後藤側は最終六十万円まで下げたが、政府に対する払下未納金まで引受けると莫大な金額となる。十三年四月福沢が後藤側の山東直砥に宛てた書状には「斯くまでに相成候上は、今後の一大要訣は事を秘するに在るのみ、今日にても、願ては破れ可申、誠に恐ろしき事に御座候。昨日小岩（弥之助）拙宅に参り、先方の様子、まづ上首尾と申して可ならん。唯此上は大岩（弥太郎）の決心如何にあるのみ」と報じていたが、七月に至り遂に弥太郎自身も了解し、交渉は妥結した。福沢より弥之助宛書状に「明治十一年十月十二日より十三年七月五日まで一年と九ヶ月にて、遂に事の成るを見たり。実に愉快に不堪候」とあり、福沢がいかに熱心且つ辛抱強く両者の間を奔走したかが判る。弥太郎もあくまで私情を交えずに応酬した。

交渉は一旦妥結したが、その後炭坑の収受には現地においてなお数万円の支出を要すること、後藤と雇用契約にあるグラバーを三菱へ引取らねばならぬこと、上海香港の商社と数千噸の売炭契約があり、炭価の高騰にも拘らず炭坑引受後は、これを履行せねばならぬことが判明した。弥太郎は後藤が前以ってこれらを明らかにしなかったことで大いに怒った。これを聞いた福沢は早速大隈重信に書を送って弥太郎の説得を依頼した。弥太郎も大隈のお声がかかりで折れた。かくて十四年三月下旬高島炭坑授受の契約が成立した。この契約は炭坑の価格を決めて買取る形式のものでなく、炭坑譲渡の条件として後藤の負債を整理することを約定するという異例のものであった。

一、岩崎は後藤の負債整理に当てるため、限度六十万円を負

高島炭坑に関する一考察（森）

担する。

二、政府に上納すべき炭坑払下代金の未納分二十五万九千六百余円を、岩崎が後藤に代り弁済する。

三、炭坑稼行期間中、岩崎は後藤に毎月一千元を贈与する⁽⁵⁾」

なお、炭坑の授受に当り、更に追加支分を要したので、結局後藤側に支払った金額は九十七万千六百余円であった。前述の第三項は履行されていたが、明治二十六年四月弥太郎の相続人岩崎久弥は、後藤と協議の上一時金十一万円を贈って打切ること契約を改訂し、以って同炭坑に関する両者の関係は清算された。なお、十七年岩崎弥太郎は、高島より二・三百米を隔てる中ノ島・二子島を政府より払下げをうけた。両方とも小島だが、高島周辺の海底採掘に欠くことの出来ない島である。（高島と二子島の間は埋立て、現在は地続きである）

三菱に払下げられた高島炭坑は、後藤象二郎所有時代よりもより苛酷な労働条件となり、明治二十一年には政教社の機関紙「日本人」に掲載されて全国的にセンセーションを起こした「高島炭坑事件」が勃発している。ともかく明治二十・三十年代と日本の工業化の進む中で石炭の需要は増し、優良炭を産出する高島炭坑は三菱の経営のもとに、多くの紆余曲折はあったが、大いに活気を呈してくるのである。

註

(1) 大町桂月『伯爵後藤象二郎』五一五頁

(2) 『岩崎弥太郎伝』下巻 三六六頁

(3) 同右、下巻、三七二頁

- (4) 同右、下巻、三七一頁
 (5) 同右、下巻、三七五頁
 (6) 同右、下巻、三七五頁

おわりに

以上、幕末から明治十四年岩崎氏への譲渡までの概略を見た。同鉱の歴代の経営者は例外なく多くの負債を抱えながらも、その開発に積極的に尽力し、日本近代化への一翼を担っていた。

現在石炭業界は確かに斜陽といわざるをえないが、石炭が重要な動力源であったことを銘記しておくべきであろう。このことを考える時、この業界幕明けの第一ページを飾るものとして、外人との共同企業を営み、我国初の洋式採掘法を採用した高島炭鉱の足跡を、長く留めておきたいと願う次第である。

註 引用以外の関係論文に水沼知一「明治前期高島炭坑における外資とその排除過程的特質」(歴史学研究二七三号)、服部一馬「高島炭坑とジャーディン・マシソン商会」(近代化と工業化)所収)がある。

(なお、この論を書き終えた四十八年九月七日に、奇しくも、明治二十三年より三菱の経営となり、軍艦島との異名をもつ端島鉱業所が翌年一月で、閉山と決定されたことを附記しておく)

〈長崎県立高島高等学校勤務〉

会 員 編 著 抄

(*印は編書)

- | | | |
|--------------|-----------------------|-----------|
| 青木光行 | *土浦市史編集資料21 | 土浦市教育委員会 |
| 芥川竜男 | 豊後大友氏(戦国史叢書) | 新人物往来社 |
| 上原邦一 | 佐久自由民権運動史 | 三一書房 |
| " | *天保佐久人物誌 | 上原邦一 |
| 大森 実 | 日本科学技術史大系6 思想 | 第一法規出版 |
| " | 物理学のあゆみ(理科教育のための科学史1) | " |
| " | 近代物理学史W・ウィルソン原著(共訳)講 | 評 論 社 |
| 小栗純子 | 日本の近代社会と天理教 | 新人物往来社 |
| " | 中山みき―天理教―(現代の宗教) | 吉川弘文館 |
| 片桐一男 | 杉田玄白 | 近藤出版社 |
| " | 鎖国時代 対外応接関係史料 | 法政大学出版局 |
| 久下 司 | 化粧(もの)と人間の文化史) | 新人物往来社 |
| 段木一行 | 武蔵野歴史探訪 | 中央公論社 |
| 豊田 武 | 苗字の歴史 | 第一書房 |
| " | 改訂日本宗教制度史の研究 | 吉川弘文館 |
| 豊田武教授還暦記念論文集 | 日本古代・中世史の地方的展開 | |
| 星野良作 | 日本近世史の地方的展開 | 吉川弘文館 |
| 堀切康司 | 研究史 壬申の乱 | 豊 島 区 |
| " | *豊島風土記(共編) | 東 京 美 術 |
| " | *東京風土記(北) | |
| " | *豊島区史地図編上 | 豊島区史編集委員会 |